

佐賀県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------|------------------------------------------------------|-----------|
| 県道 唐津北波多線 | 唐津市重河内字廣田一六八番一地 先から 唐津市北波多成淵字上ノ原一九四四 番三地先まで | 平成二三・一二・九 |